



# 子ども・子育て支援新制度と 幼稚園・保育所の入園手続

千代田区子ども・教育部  
子ども支援課／子育て対策担当課



# 「子ども・子育て支援新制度」 が始まります



すべての子どもたちが、  
笑顔で成長していくために。

すべての家庭が安心して子育てでき、  
育てる喜びを感じられるために。

平成27年4月

「子ども・子育て支援新制度」が始まります。

# 目次

## 子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て関連3法	5
子ども・子育て支援新制度とは？①	6
子ども・子育て支援新制度とは？②	7
子ども・子育て支援新制度とは？③	8
子ども・子育て支援新制度とは？④	9
給付対象となる施設は？（施設型給付）	10
給付対象となる事業は？（地域型保育給付）	11
支給認定が必要になります！	12
保育を必要とする事由	13

## 施設・事業の利用について

千代田区内の施設ごとの手続き	15
認定申請と利用施設フローチャート	16
支給認定・幼稚園の入園手続（新入園児向け）	17
支給認定・認可保育所の入園手続（新入園児向け）	18
幼稚園在園児の支給認定手続	19
認可保育所在園児の支給認定手続	20
現行制度のままの幼稚園の入園手続（新入園児向け）	21
認可外保育施設の入園手続（新入園児向け）	22
保育料はどうなるの？①	23
保育料はどうなるの？②	24
学童クラブのご案内	25

# 子ども・子育て支援新制度の概要

# 子ども・子育て関連3法

平成24年8月に成立した以下の3つの法律をまとめて、「子ども・子育て関連3法」と言い、平成27年4月から本格スタートする「子ども・子育て支援新制度」の実施の根拠となります。

※新制度のスタートに向けて、認定申請手続きなどは事前に開始されます。

## ➤ 子ども・子育て支援法

➤ 幼稚園・保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設

## ➤ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法)の一部を改正する法律

➤ 幼保連携型認定こども園制度などの導入

## ➤ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

➤ 児童福祉法などの関係法律について、市町村が保育の実施義務を引き続き担うことなどの修正

# 子ども・子育て支援新制度とは？①



# 子ども・子育て支援新制度とは？②

新制度では…

質の高い幼児期の  
学校教育・保育の  
総合的な提供

保育の量的拡大・  
確保、教育・保育  
の質的改善

地域の子ども・子育  
て支援の充実

子ども・子育て支援とは…

保護者が子育てを楽しみながら、子ども  
の成長に喜びや生きがいを感じること  
ができるように地域や社会が寄り添  
い、一人一人の子どもが健やかに成長  
することができる社会を実現するた  
めに行う支援



# 子ども・子育て支援新制度とは？③

「子ども・子育て」が社会保障の一つに位置付けられるようになります。



就学前の子どもの教育・保育を保障するために「給付制度」が導入されます。

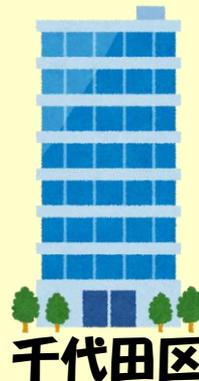
→ 給付対象となる幼稚園・保育所・小規模保育事業などを利用した場合、その教育・保育を提供するために必要な経費を国・都・区が給付費として事業者へまとめて支払います。

## 給付のイメージ

利用児童数に応じた額の給付



利用施設・事業



千代田区

教育・保育の必要性の申請・認定



利用者

教育・保育の提供

# 子ども・子育て支援新制度とは？④



新制度での子ども・子育て支援に関するサービスは  
「**給付**」と「**事業**」に分かれています



## 子ども・子育て支援給付

### 施設型給付

- ◆ 幼稚園
- ◆ 保育所
- ◆ 認定こども園



### 地域型保育給付

- ◆ 小規模保育
- ◆ 家庭的保育
- ◆ 居宅訪問型保育
- ◆ 事業所内保育

### 現金給付

- ◆ 児童手当

## 地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健診
- ④乳児家庭全戸訪問
- ⑤要支援児童・要保護児童等の支援に資する事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業
- ⑧一時預かり事業
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児・病後児保育事業
- ⑪放課後児童クラブ
- ⑫実費聴衆にかかる補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体の参入促進事業

# 給付対象となる施設は？ (施設型給付)



## 幼児期の教育を行う施設

さまざまな遊びを中心とした教育により、小学校以降の学習の基礎を培うことのできる「学校」です。

### 利用時間

昼過ぎまでの教育時間のほか、園により教育時間前後の預かり保育などを実施

幼稚園  
(3～5歳)

※私立幼稚園は事業者の意向により、新制度に移行する園と現行の制度のまま継続する園があります。

保育所  
(0～5歳)

## 保育が必要な乳幼児を保育することを目的とする施設

保護者が就労などのため、家庭で保育を行うことができないお子さんを保護者に代わって保育する施設です。

### 利用時間

夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施

認定こども園  
(0～5歳)

※現在、千代田区には認定こども園はありません。

## 教育と保育を一体的に行う施設

幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

### 利用時間

昼過ぎまでの教育時間を行うほか、夕方までの保育を行い、園により一時預かりや延長保育などを実施

# 給付対象となる事業は？ (地域型保育給付)



**少人数の単位(原則19人以下)で、0～2歳の子どもを保育する事業**



家庭的保育  
(保育ママ)

保育士の自宅を利用し、家庭的な雰囲気のもとで、少人数を対象にきめ細やかな保育を行います。

小規模保育

少人数(定員6～19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気の中で、きめ細やかな保育を行います。例外的に3～5歳の子どもの保育を実施することがあります。

事業所内保育

事業所内にある保育施設などで従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。

居宅訪問型保育

利用者の自宅において、保育士などの保育従事者が子どもと1対1で保育を行います。

# 支給認定が必要になります！

新制度では、新たに「必要な教育・保育の認定制度」が導入され、給付対象となる施設・事業の利用を希望する方は、支給認定を受ける必要があります。

## 保育の必要性に応じた区分

## 保育を必要とする事由に該当しているか判断



### 第1号認定 教育標準時間認定

【主な利用先】幼稚園、認定こども園

お子さんが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合



### 第2号認定 満3歳以上 保育認定

【主な利用先】保育所、認定こども園

お子さんが満3歳以上で、保護者の就労等の事由により保育を必要とする場合



### 第3号認定 満3歳未満 保育認定

【主な利用先】保育所、認定こども園、地域型保育

お子さんが満3歳未満で、保護者の就労等の事由により保育を必要とする場合

※第2号認定又は第3号認定の方が保育所の入所申込みをできます。ただし、定員以上のお申し込みのあった場合は入所調整をすることになりますので、入所をお約束するものではありません。

## 保育の必要量に応じた区分

## 保育をどのくらいの時間必要としているか判断

保育標準時間認定

保護者がフルタイム勤務 利用可能時間は最大11時間

保育短時間認定

保護者がパートタイム勤務 利用可能時間は最大8時間

# 保育を必要とする事由

- ① 就労(月48時間以上)
- ② 妊娠、出産
- ③ 保護者の疾病、障がい
- ④ 同居又は長期入院などしている親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動(起業準備を含む)
- ⑦ 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要なこと
- ⑩ その他、上記に類する状態として区が認める場合

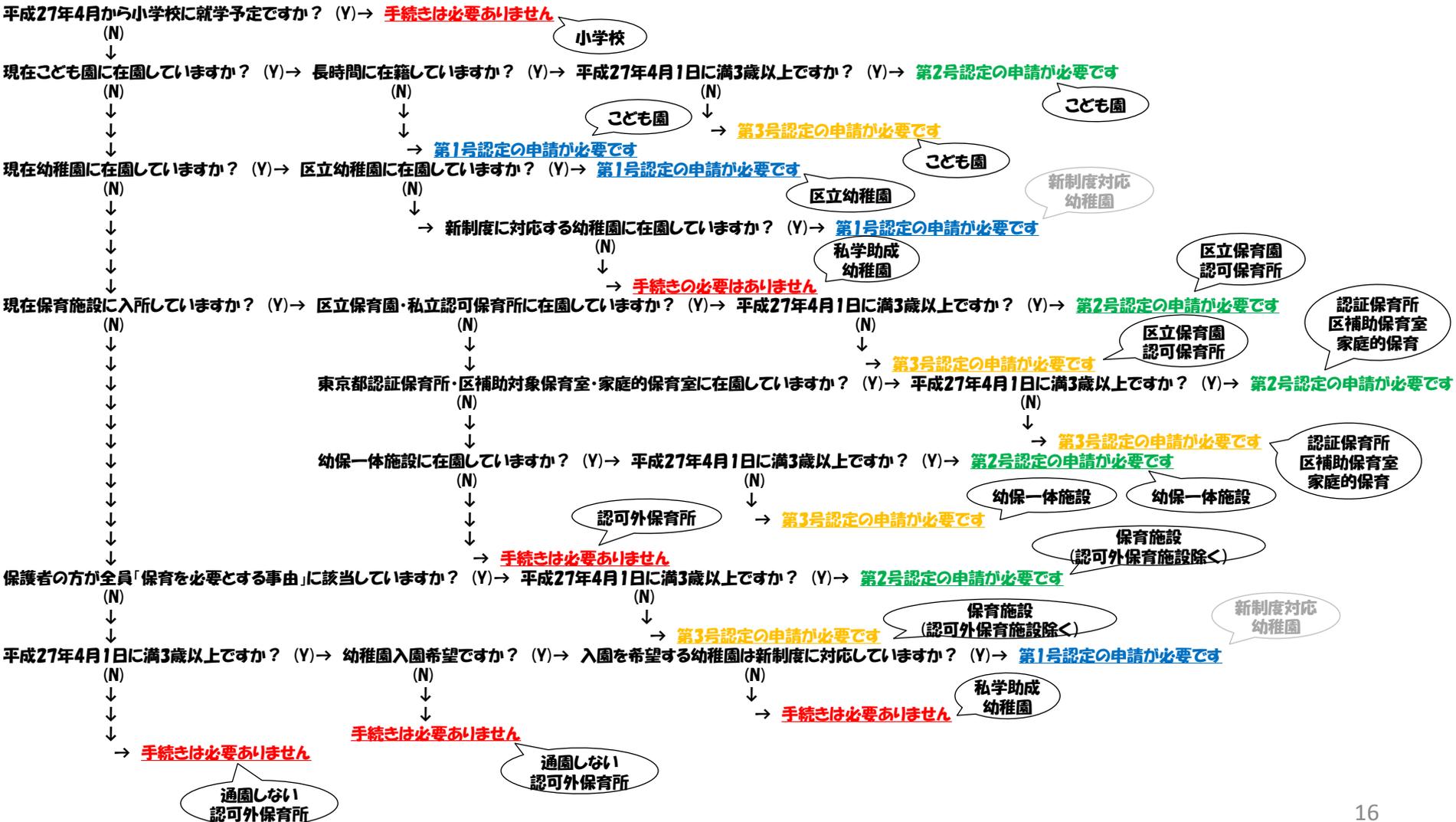
# 施設・事業の利用について

# 千代田区内の施設ごとの手続き

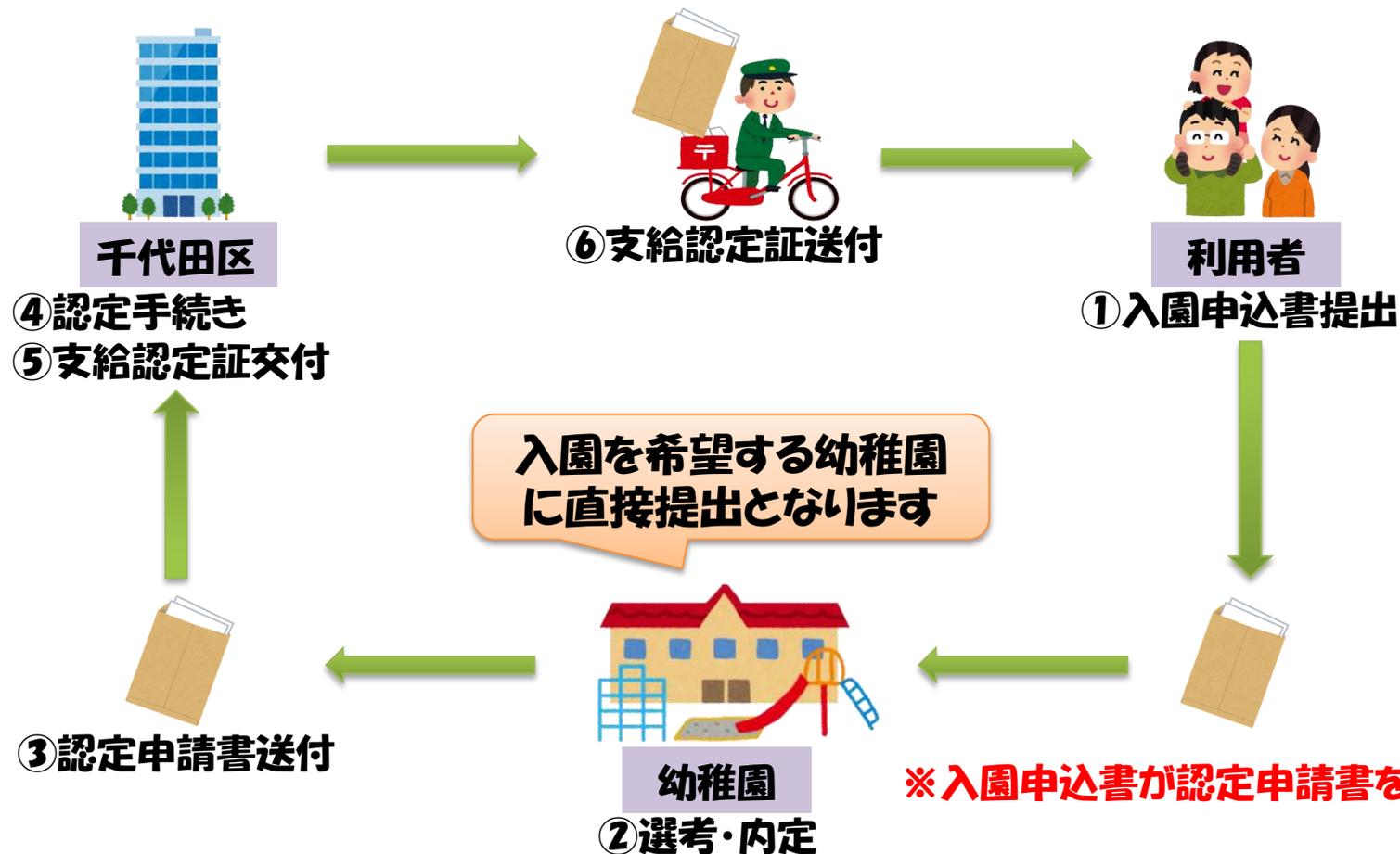
施設区分	入園申込先 (必要な支給認定)	手続き方法
区立保育園 (麹町保育園/神田保育園/西神田保育園/四番町保育園)	子ども支援課 (第2号認定・第3号認定)	支給認定申請を行い、支給認定証の交付を受けてから入園申込みを行います。入所調整後入園が決定します。
私立認可保育所 (アスク 二番町保育園/ポピンスナーナースクール一番町/ほっぺるランド西神田)	子ども支援課 (第2号認定・第3号認定)	支給認定申請を行い、支給認定証の交付を受けてから入園申込みを行います。入所調整後入園が決定します。
区立こども園《短時間》 (いずみこども園/ふじみこども園)	各施設 (第1号認定)	入園申込みと支給認定申請を兼ねて提出します。入園内定後、支給認定証が交付されます。
区立こども園《長時間》 (いずみこども園/ふじみこども園)	子ども支援課 (第2号認定・第3号認定)	支給認定申請を行い、支給認定証の交付を受けてから入園申込みを行います。入所調整後入園が決定します。
幼保一体施設《幼稚園短時間》 (千代田幼稚園/昌平幼稚園)	各施設 (第1号認定)	入園申込みと支給認定申請を兼ねて提出します。入園内定後、支給認定証が交付されます。
幼保一体施設《幼稚園長時間》 (千代田幼稚園/昌平幼稚園)	子ども支援課 (第2号認定)	支給認定申請を行い、支給認定証の交付を受けてから入園申込みを行います。入所調整後入園が決定します。
幼保一体施設《保育所》 (マミースエンジェル千代田保育園/小学館アカデミー昌平保育園)	子ども支援課 (第3号認定)	支給認定申請を行い、支給認定証の交付を受けてから入園申込みを行います。入所調整後入園が決定します。
家庭的保育事業 (あい・ぽーと小さな家飯田橋/あい・ぽーと小さな家東神田)	子ども支援課 (第3号認定)	支給認定申請を行い、支給認定証の交付を受けてから入園申込みを行います。
認証保育所 (保育園ドルチェ/キッズスクウェア丸の内東京ビル/マミースエンジェル神田駅前保育園/小学館アカデミー神保町保育園/小学館アカデミーかすみがせき保育園/ピ/キオ幼児舎番町園/キッズスクウェア永田町/キッズスクウェア丸の内永楽ビル/保育室「愛の園」/ココファン・ナーサリー神田万世橋)	各施設 (第2号認定・第3号認定)	直接入園を希望する施設に申込みを行い、契約します。保育料の減免申請のため必要支給認定申請を行い、支給認定証の交付をます。
区補助対象保育室 (ひまわり育児室/ハイブリッドマムズナースクールナーサリー千代田富士見)	各施設 (第2号認定・第3号認定)	直接入園を希望する施設に申込みを行い、契約します。保育料の減免申請のため必要支給認定申請を行い、支給認定証の交付をます。
区立幼稚園 (麹町幼稚園/九段幼稚園/番町幼稚園/お茶の水幼稚園)	各施設 (第1号認定)	入園申込みと支給認定申請を兼ねて提出します。入園内定後、支給認定証が交付されます。
私立幼稚園 (神田寺幼稚園/暁星幼稚園/白百合学園幼稚園/雙葉小学校付属幼稚園)	各施設 (不要)	入園申込みを直接行い、入園決定後に契約を行います。

※支給認定申請の受付は子ども支援課になります

# 認定申請と利用施設フローチャート

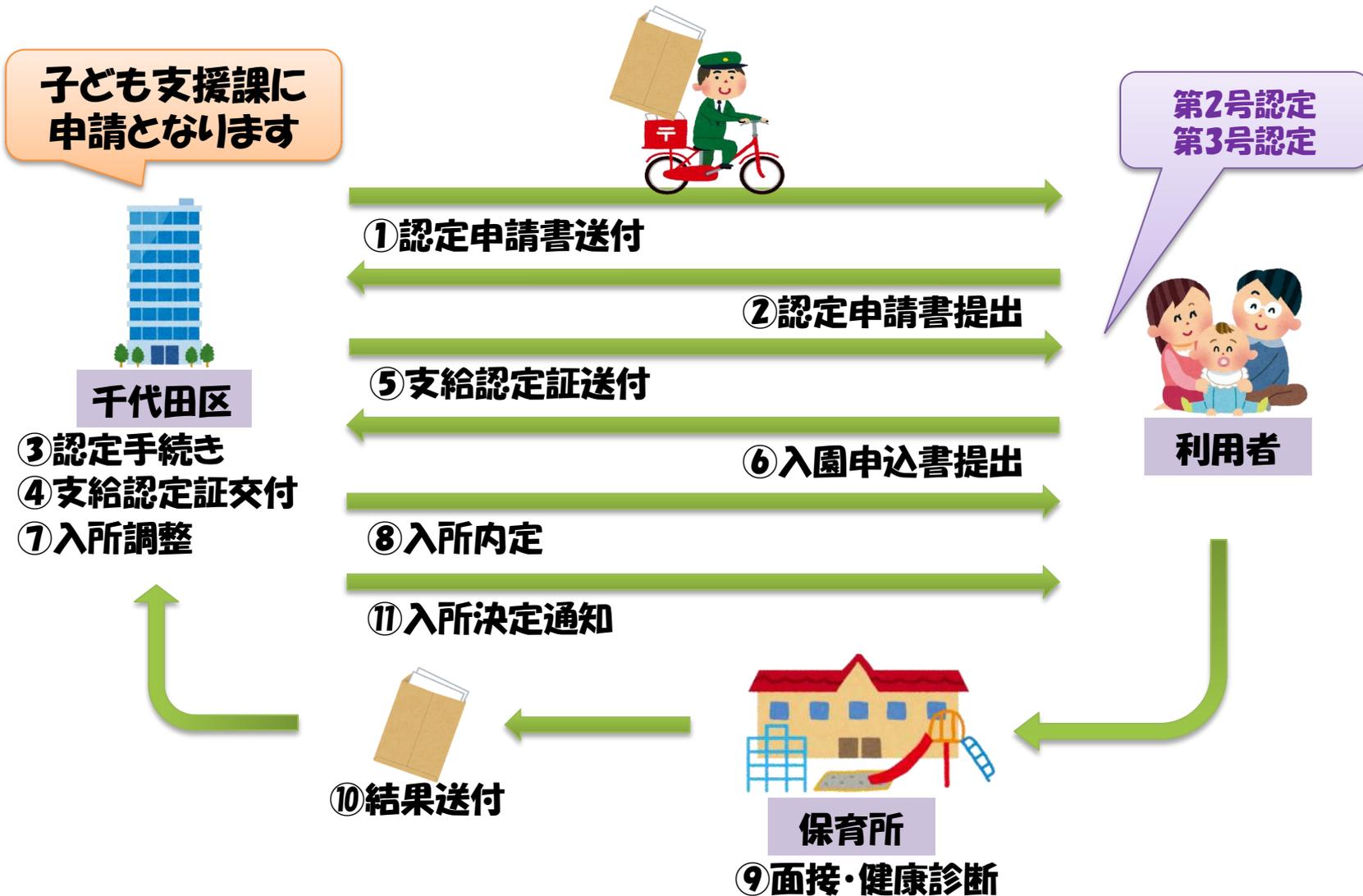


# 支給認定・幼稚園の入園手続 (新入園児向け)

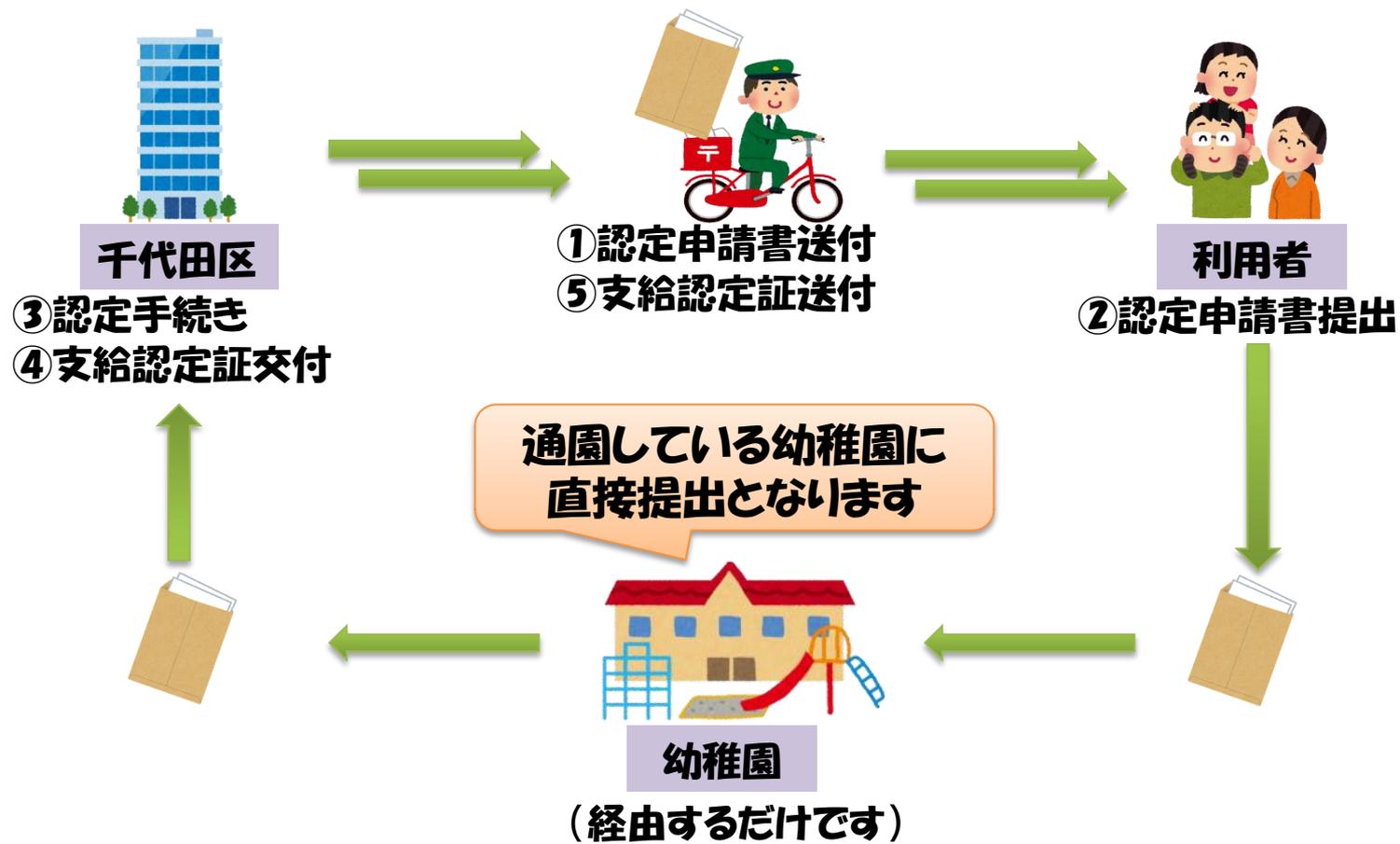


※新制度に移行しない私立幼稚園については、支給認定の手続き(③～⑥)はありません。

# 支給認定・認可保育所の入園手続 (新入園児向け)

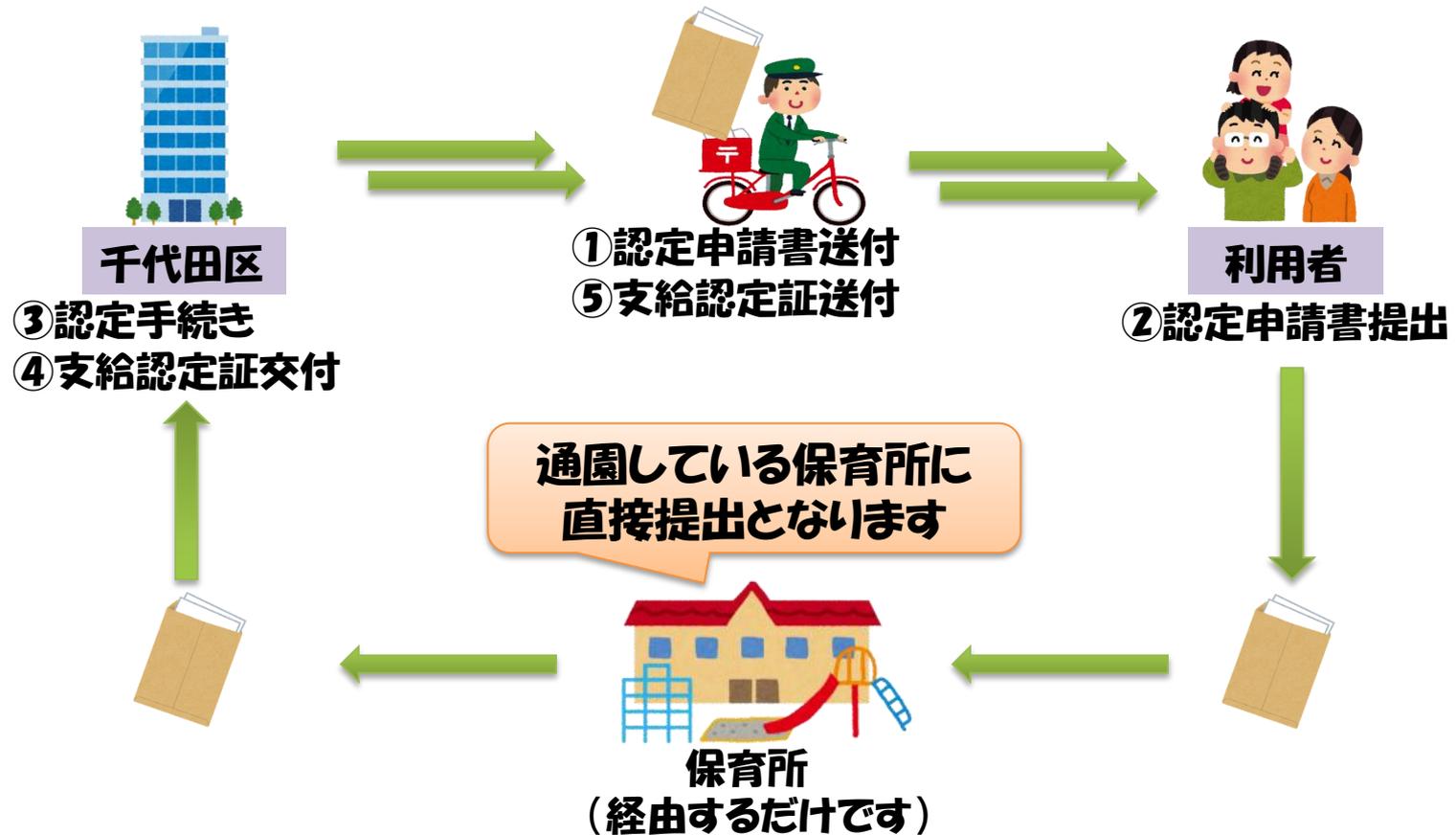


# 幼稚園在園児の支給認定手続



※新制度に移行しない私立幼稚園については手続きの必要はありません。

# 認可保育所在園児の支給認定手続



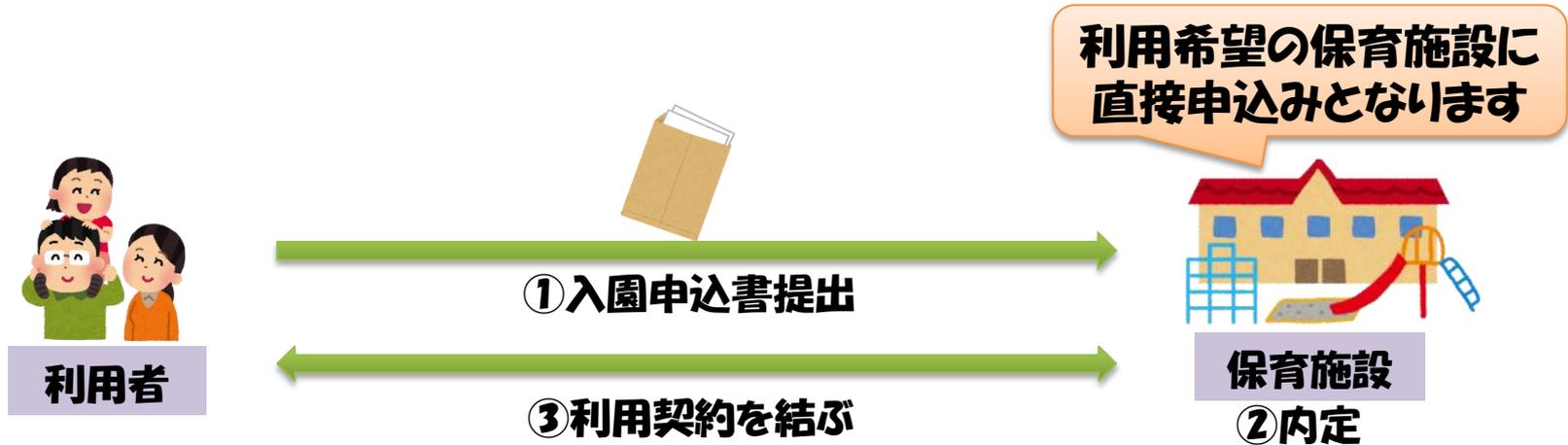
※保育を必要とする事由に該当しない場合(就業されていないなど)は、保育を必要とする認定(第2号認定・第3号認定)を受けることはできません。

# 現行制度のままの幼稚園の入園手続 (新入園児向け)



※新制度に移行しない私立幼稚園については、支給認定を受ける必要はありません。

# 認可外保育施設\*の入園手続 (新入園児向け)



**※認可外保育施設は新制度に該当しないので、支給認定を受ける必要はありません。**

\* 認証保育所は東京都独自制度のため、新制度上は認可外保育施設となります。ただし、千代田区独自の保育料減額制度のため支給認定を受けていただく必要があります。

# 保育料はどうなるの？①

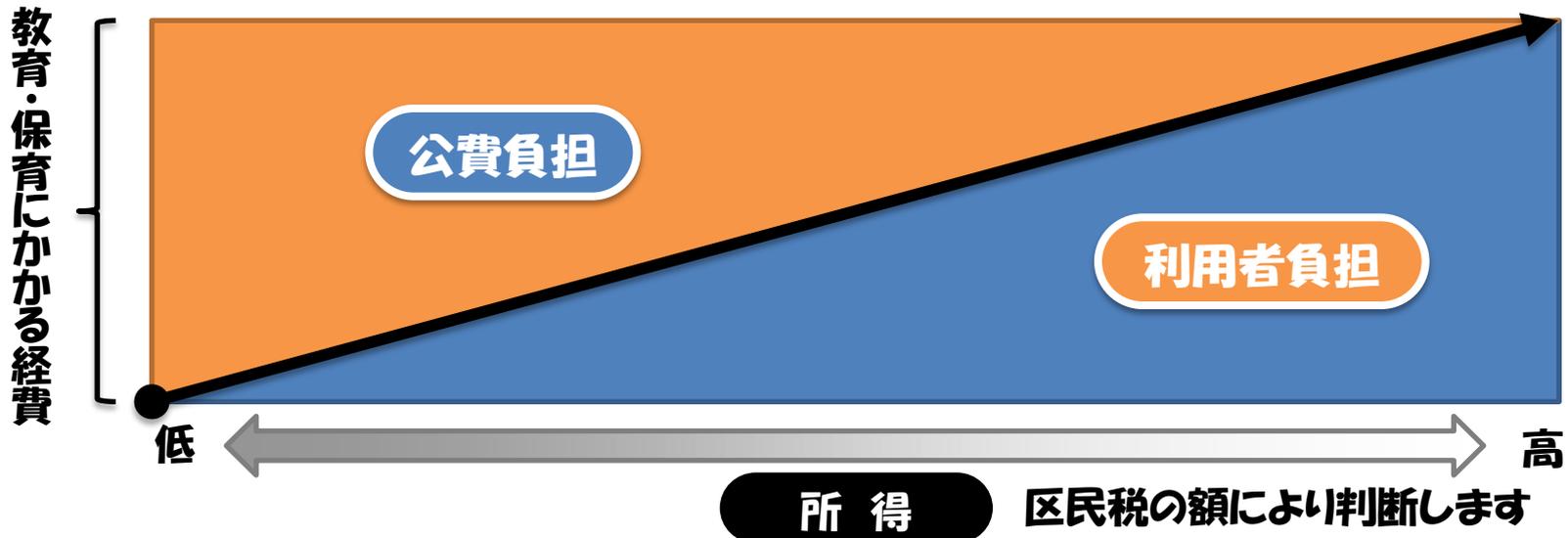
新制度の対象施設(幼稚園・保育所など)の保育料は、  
**原則「応能負担」となります。**

- ・ 保育園の保育料の考え方については、現在の保育料の仕組みと変わりません。
- ・ 幼稚園についても保育園と同様の仕組みが適用されることになります。

## 応能負担とは？

保護者の所得(支払い能力)によって、保育料を負担する仕組みです。

### 《イメージ図》



# 保育料はどうなるの？②



## 保育料はどのように決定するのですか？

今までは所得税をもとにして保育料の算定をしていましたが、新制度開始に合わせて区民税をもとに算定することになりました。そのため、4月～8月分については前年度の区民税(前々年の所得)、9月～翌3月分については今年度の区民税(前年の所得)によって保育料の算定が行われるため、年2回保育料の決定のご案内をすることになります。

金額については、国が定める基準を上限に区が定めることとされており、国の基準が決まり次第、区で金額を決定してお知らせします。



## 保育料以外の負担はありますか？

園独自に、実費徴収や上乗せ徴収を行う場合があります。その場合は金額や徴収する理由について**事前に保護者へ説明し同意を得る**必要があります。



## 現行制度のままの幼稚園の保育料はどうなりますか？

園が設定した保育料を支払います。世帯所得に応じた就園奨励費が後で利用者へ支払われることになります。

# 学童クラブのご案内

学童クラブは、保護者が就労などの理由により、放課後の世話が受けられない区内の小学校に通学する小学生のお子さんを預かる事業です。

利用希望の学童クラブに  
直接申込みとなります



利用者



①利用申請書提出

③利用契約を結ぶ



学童クラブ

②利用決定

- ✓ 4月からの入会受付は1月以降に受付期間を設けています。
- ✓ 年度途中の入会については随時受付をしています。
- ✓ 学童クラブの利用は、単年度ごと(4月1日～翌年3月31日)になります。



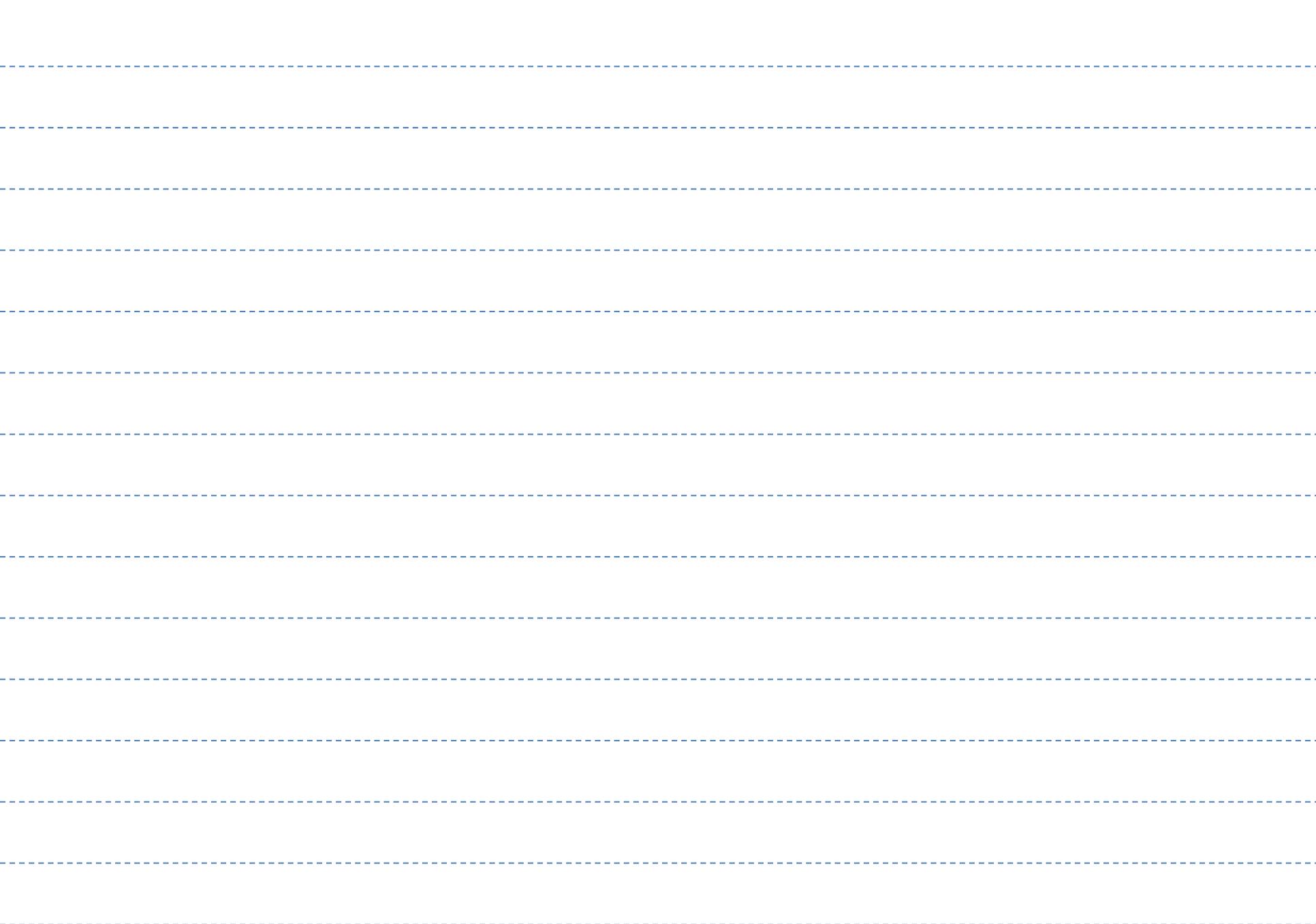
みんなが、子育てしやすい国へ。

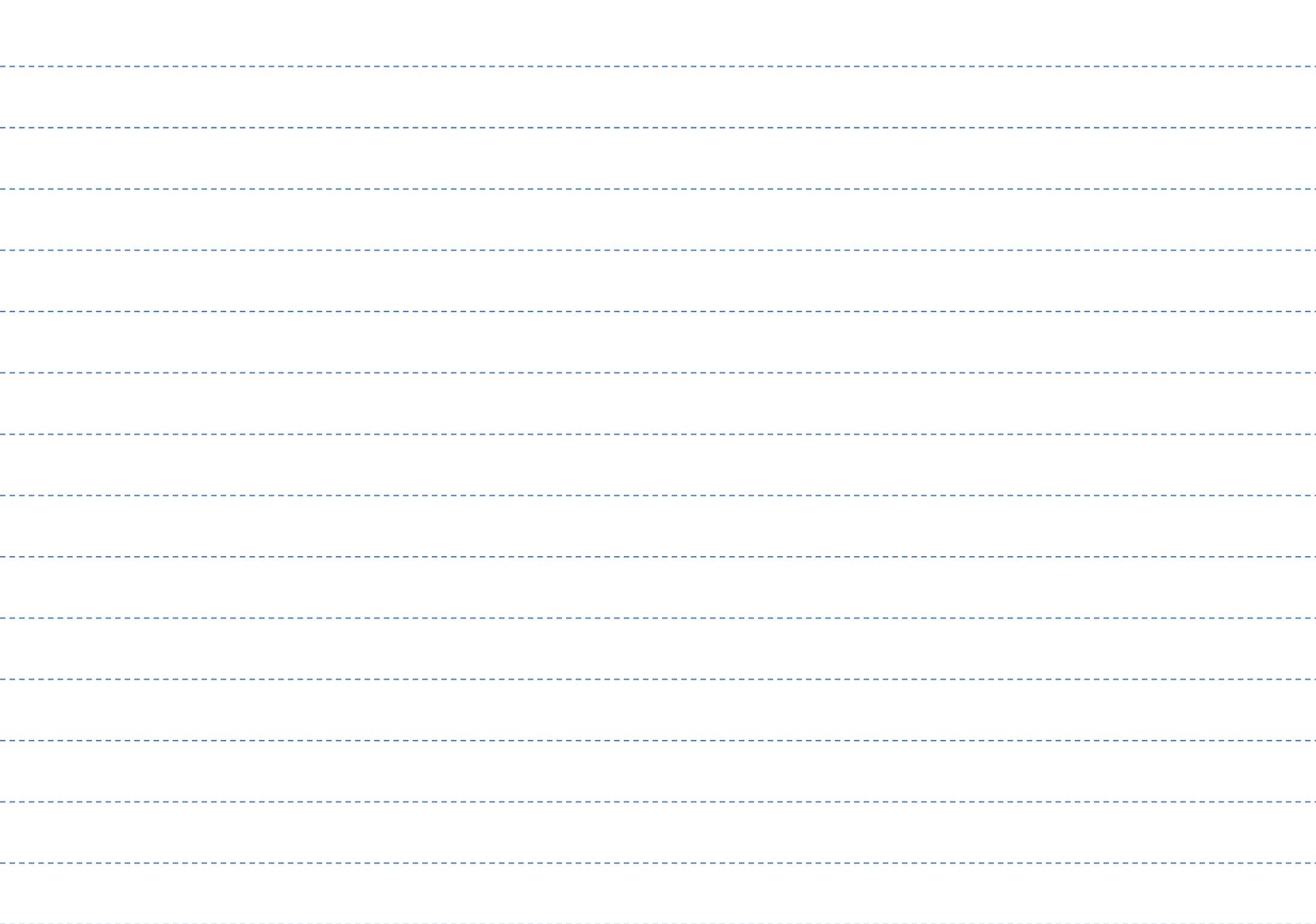
すくすく  
ジャパン!

Handwriting practice area with horizontal dashed lines.

**【制度・保育施設整備に関するお問い合わせは】**  
**千代田区子ども・教育部子育て対策担当課**  
**☎ 03-5211-3643(直通)**  
**✉ [Kosodatetaisaku@city.chiyoda.lg.jp](mailto:Kosodatetaisaku@city.chiyoda.lg.jp)**

**【幼稚園・保育所等の入園手続に関するお問い合わせは】**  
**千代田区子ども・教育部子ども支援課**  
**☎ 03-5211-4229(直通)**  
**✉ [Kodomosien@city.chiyoda.lg.jp](mailto:Kodomosien@city.chiyoda.lg.jp)**





# 千代田区内の施設と支給認定

施設区分	給付区分	必要な支給認定	備考
区立保育園	施設型給付	第2号認定・第3号認定	
私立認可保育園	施設型給付	第2号認定・第3号認定	
区立こども園(短時間)	施設型給付	第1号認定	
区立こども園(長時間)	施設型給付	第2号認定・第3号認定	
幼保一体施設(幼稚園短時間)	施設型給付	第1号認定	
幼保一体施設(幼稚園長時間)	施設型給付	第2号認定	
幼保一体施設(保育所)	制度外	第3号認定	保育料減免のため
家庭的保育事業	地域型保育給付	第3号認定	
認証保育所	制度外	第2号認定・第3号認定	保育料減免のため
区補助対象保育室	制度外	第2号認定・第3号認定	保育料減免のため
区立幼稚園	施設型給付	第1号認定	
私立幼稚園	私学助成	不要	

※例外として、保育所への入所を希望しながら幼稚園(短時間)又は私立幼稚園に通園する場合は、第2号認定となります。

# 地域子ども・子育て支援事業①

- ① 利用者支援事業
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 妊婦健診
- ④ 乳児家庭全戸訪問
- ⑤ 養育支援訪問事業その他要支援児童・要保護児童等の支援に資する事業
- ⑥ 子育て短期支援事業
- ⑦ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑧ 一時預かり事業
- ⑨ 延長保育事業
- ⑩ 病児・病後児保育事業
- ⑪ 放課後児童クラブ
- ⑫ 実費徴収にかかる補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業



➡ 上記の13事業の中から各自治体が事業を選択して実施します。

# 地域子ども・子育て支援事業②

事業名	事業内容	千代田区での実施状況	前提条件
利用者支援事業	教育・保育や地域子育て事業に関する情報提供・利用相談、関係機関との連絡調整等の支援を行う事業です	区役所各担当で相談を受け付けています	
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です	子育て中の仲間を作ったり、子育ての悩みを気軽に相談できる交流の場を社会福祉協議会で提供しています	
妊婦健診	妊婦の方の健康の保持・増進を図るため、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を行う事業です	出産までの定期的な健診の助成、里帰り出産時の健診助成を行っています	
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です	保健師等が全家庭に対して訪問を実施し、赤ちゃんの発育状態の確認や育児に関する情報提供を実施しています	
養育支援訪問事業その他 要支援児童・要保護児童等の 支援に資する事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、指導・助言等により適切な養育の実施を確保する事業です		

# 地域子ども・子育て支援事業③

事業名	事業内容	千代田区での実施状況	前提条件
子育て短期支援事業	保護者の疾病等により一時的に養育困難になった児童について、児童養護施設等で必要な保護を行う事業です	区と契約した児童福祉施設で宿泊を伴う宿泊型預かり保育を実施しています	利用希望日の2日前までに事前申し込みが必要です
ファミリー・サポート・センター事業	子育て中の保護者を会員として預かり等の相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です	地域における子育ての相互扶助組織として社会福祉協議会で運営しています	事前登録が必要となります
一時預かり事業	家事、通院、リフレッシュなど、一時的に保育が必要な場合に、必要な時間お子さんを児童館で預かる事業です(幼稚園の預かり保育も対象です)	児童館やわんぱくひろば(幼稚園)で実施しています	事前の登録及び予約が必要になります(幼稚園の預かり保育は在園児が対象です)
延長保育事業	幼稚園や保育園において、保育利用時間を超えた日時について保育を実施する事業です	月極めで特定の幼稚園及び保育園	通園している保育園や幼稚園での預かりとなりますので、在園児に限ります
病児・病後児保育事業	病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を行う事業です	区内保育園3園で病後児保育を実施しています	事前登録が必要となります

# 地域子ども・子育て支援事業④

事業名	事業内容	千代田区での実施状況	前提条件
放課後児童クラブ	保護者が就労などの理由により、放課後の世話が受けられない区内の小学校に通学する小学生のお子さんに適切な遊び及び生活の場を用意し、その健全な育成を図る事業です	学童クラブとして実施しています	必要書類(就労証明書など)を添えて希望するクラブへ直接申込みが必要です
実費徴収に係る補足給付を行う事業	特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき教育・保育に必要な物品の購入費や行事への参加費等を助成する事業です	—	—
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	住民ニーズに沿った多様なサービスの提供を進めていく中で、民間事業者の参入促進、多様な事業者の能力活用といった観点から効果が高いと考えられる事業について検討し、促進を図る事業です。	—	—

※地域子ども・子育て支援事業は、一部の事業を除き、支給認定には関係なく全ての子育て世帯が対象となります。